

公立大学法人横浜市立大学の業務上の災害等に係る見舞金支給要綱

制 定 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員が、業務上若しくは通勤により死亡した場合又は身体に障害を残した場合に、当該教職員又はその遺族に対して弔慰等を表明するために支給する見舞金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(手続)

第2条 この見舞金の支給は教職員の遺族又は教職員の請求によるものではなく、法人が支給手続を進めてゆくものとする。

(教職員)

第3条 この要綱で「教職員」とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 横浜市から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第44号）第2条第1項の規定に基づき、法人に派遣される職員
- (2) 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則に規定する教職員
- (3) 公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則に規定する教職員
- (4) その他理事長が必要と認める者

(見舞金の種類)

第4条 見舞金の種類は、死亡見舞金と障害見舞金とし、次に掲げるものとする。

- (1) 業務上の災害死亡見舞金
教職員が業務上の災害により死亡した場合に、当該教職員の遺族に支給する。
- (2) 業務上の災害障害見舞金
教職員が業務上の災害で負傷し又は疾病にかかり、治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第三及び労働者災害補償保険法施行規則別表第一に定める程度の障害が存する場合に、当該教職員に支給する。
- (3) 通勤災害死亡見舞金
教職員が通勤により死亡した場合に、当該教職員の遺族に支給する。
- (4) 通勤災害障害見舞金
教職員が通勤により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第三及び労働者災害補償保険法施行規則別表第一に定める程度の障害が存する場合に、当該教職員に支給する。

(見舞金の額)

第5条 業務上の災害死亡見舞金及び業務上の災害障害見舞金の額は、別表第1の第1欄に定めるとおりとする。

2 通勤災害死亡見舞金及び通勤災害障害見舞金の額は、別表第2の第1欄に定めるとおりとする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 死亡見舞金を受けるべき遺族は次の各号に掲げる者であつて、教職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順位とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 死亡見舞金を受けるべき同順位遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見舞金の額は支給される死亡見舞金をその人数で除して得た額とする。

（支給額の調整）

第7条 第4条に規定する見舞金を受けるべき者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第5条の規定にかかわらず見舞金の額は当該各号に掲げる方法により算定する。

(1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第47条及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項の規定に基づき特別支給金を支給される場合には、第5条に規定する額から特別支給金の額を減じた額とする。

(2) 前号の規定により算出して得た額が別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に定める額に満たないときは、前号の規定にかかわらず別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に定める額とする。

(3) 死亡又は身体に障害を発生させた災害の原因が第三者（同僚教職員を含む。以下同じ。）の加害行為であり、その第三者から損害賠償（自動車損害賠償責任保険を含む。）を受けることができる場合には、前2号の規定により算出して得た額からその2割に相当する額を減じた額とする。

（支給制限）

第8条 教職員が故意の犯罪行為若しくは重大なる過失により、死亡又は障害の原因となる災害を生じさせた場合には、見舞金の全部又は一部を支給しない。

（その他）

第9条 前各条に定めるもののほか、この見舞金支給要綱の実施等に関する必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1

(単位：万円)

死亡及び 障害の等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	3,000	2,000
第 1 級	3,000	2,000
第 2 級	2,590	1,760
第 3 級	2,220	1,560
第 4 級	1,890	1,360
第 5 級	1,570	1,200
第 6 級	1,300	1,000
第 7 級	1,050	840
第 8 級	820	680
第 9 級	620	520
第 10 級	460	400
第 11 級	330	300
第 12 級	220	200
第 13 級	140	140
第 14 級	80	80

別表第 2

(単位：万円)

死亡及び 障害の等級	第 1 欄	第 2 欄
死 亡	2,400	1,600
第 1 級	2,400	1,600
第 2 級	2,080	1,408
第 3 級	1,780	1,248
第 4 級	950	680
第 5 級	790	600
第 6 級	650	500
第 7 級	530	420
第 8 級	410	340
第 9 級	310	260
第 10 級	230	200
第 11 級	170	150
第 12 級	110	100
第 13 級	70	70
第 14 級	40	40